

【概要版】「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」及び「県の取組方針」

条 例

【背景】（前文）

- ① 入札の不調・不落、ダンピング発生のおそれ → 公共サービスの円滑な提供や質の向上等に万全を期す必要
- ② 人口減少や少子化の進行、人手不足の深刻化 → 本県産業を支える人材の確保が急務
- ③ 社会経済環境の変化、働き方や生活様式の多様化 → 誰もが働きやすい環境の整備が必要

【条例の目的】（第1条）

公契約制度の
適正な運用を図り、

- ① 県民に提供されるサービスの質の向上
- ② 従事者の労働環境の整備
- ③ 社会情勢の変化に的確に対応する事業者を応援

活力ある地域の形成
持続可能な社会の実現

【定義】（第2条）

公契約・・・県が対価の支払いをすべき契約

【基本理念】（第3条）

- I 契約の透明性及び競争の公正性の確保
- II 契約を総合的に優れた内容とする
 - 経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での契約の締結を防止
 - 価格以外の多様な要素も考慮
- III 契約従事者の労働環境の整備
- IV 契約の目的・内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案
 - 性別、年齢、国籍等にかかわらず、多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
 - 障がい者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組
 - 柔軟な働き方ができる職場環境づくり、働く人の健康づくりに資する取組
 - 環境に配慮した事業活動
 - 持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組
 - その他社会的な価値の創出に資する取組

【県の責務】（第4条）

- I 基本理念にのっとり必要な取組を推進
- II 予定価格を定めるに当たり、社会情勢を勘案し、市場の労務単価その他の取引価格を考慮し積算
- III 計画的な発注及び適切な契約期間を設定
- IV 契約の内容等に応じ、適切な業者の選定方法を選択
- V 従事者の労働環境の整備のため、契約の相手方の選定から契約終了まで、必要な措置を講ずる

【事業者等の責務】（第5条）

- I 法令の遵守、契約の適正履行
- II 下請負者等と対等な立場で公正な契約を締結
- III 従事者の労働環境を整備
- IV 県が実施する公契約に関する施策に協力

【県の取組方針】（第6条）

- ・ 知事は、基本理念を踏まえた取組方針を定める
- ※ 広く県民に意見を求めて策定し、公表
- ・ 毎年度、取組方針の実施状況を議会報告

県の取組方針

I 基本的事項

【基本的な考え方】

- ・ 価格以外も考慮した総合的に優れた契約を締結
- ・ 労働関係法令等全般の遵守、下請との公正な取引を促進
- ・ 事業者が取り組む社会的活動を評価・応援

【条例の対象となる契約】

県が対価の支払いをする全ての契約を対象

【取組を進めるうえでの具体的手法】

- 事業者の選定方法等
 - ・ 事業者の社会的取組を積極的に評価（総合評価落札方式等）
 - ・ 社会的取組を県 HP 等で効果的に PR
- 従事者の労働環境の整備
 - ・ 入札参加資格登録申請時及び契約時に、「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出
 - ・ 労働局等による指導監督
 - ・ 労働関係法令等の違反により処分を受けた場合、県は入札参加停止等を検討

【取組の推進】

- 進捗管理等
 - ・ 取組方針の策定・変更にあたり、パブコメや関係団体等の意見を聴取
 - ・ 毎年度、取組状況を議会に報告し、公表
 - ・ モニタリング指標を設定し進捗管理（不調不落の件数、労働関係法令違反件数、社会的取組を評価した件数 など）
- 推進体制
 - ・ 庁内横断の体制整備
 - ・ 国等の機関（労働局等）との連携
 - ・ 市町への情報提供など、必要な支援

II 分野ごとの具体的取組

- ・ 第1部 工事、建設関連業務委託、森林整備
- ・ 第2部 庁舎管理その他の委託
- ・ 第3部 物品購入